

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年1月21日

京都市長 門 川 大 作

別表第2クリエイティブ産業企画課長の項の次に次の1項を加える。

地域企業支援 策活用推進室 長	(1) 京都市業種別団体等活性化支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
-----------------------	--

別表第2健康長寿のまち・京都推進室長の項第2号中「よる」の右に「調査の委託に係る」を加え、「調査に係る」を削り、同表介護ケア推進課長の項の次に次の1項を加える。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課介護認定給付事務担当課長	(1) 介護保険法（以下この項において「法」という。）による調査の委託に係る指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員に対する委託料の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。 (2) 法による要介護認定及び要支援認定に係る意見の要求又は受診の命令に伴う意見書の作成又は診断に要する費用の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。 (3) 介護認定審査会の委員の報酬の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。 (4) 介護給付及び予防給付（償還払又は受領委任払の方法により支給するものに限る。）の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。 (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業支給費（償還払の方法により支給するものに限る。）の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。 (6) 介護保険住宅改修支援事業に係る介護保険住宅改修支援費の支出命令及び振替命令並びに出納の通知に関する事。
---------------------------------------	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)